

平成24年 6月18日

亀岡市議会議長 木曾 利廣 様

発議者 西口 純生

湊 泰孝

馬場 隆

日高 省子

#### 意見書案の提出について

別紙意見書案を当市議会の議決をもって、それぞれの宛先に提出されたく、亀岡市議会会議規則第14条の規定により提出します。

## 全ての自動車に衝突被害軽減ブレーキの設置義務付けを求める意見書（案）

現代社会において自動車の有用性・利便性は広く認知されており、国民の生活に欠くことのできないものとなっている。しかしながら、現下の交通情勢については、全国的に交通死亡事故が減少する傾向にあるものの、なお、多くの痛ましい事故が続発している。

本市においては、4月23日に集団登校中の小学生及び保護者の列に軽自動車が発方から突入する事故が発生した。また、4月12日に京都市東山区祇園で暴走車両事故、4月29日の関越自動車道での高速ツアーバス事故等の重大な交通事故が発生している。これらの事故を防止するためには、歩道の設置を始めとするさらなる道路整備の充実が必要である。

しかし、道路の整備のみで事故を防止することは困難である。飲酒運転、わき見運転及び居眠り運転など、事故の原因は人的要素が主であるが、人が自動車を操作する限り何らかのミスが発生する可能性は排除できない。今後、事故を無くすために多方面から検討を加え、対策を講じる必要がある。国土交通省は大型トラックへの衝突被害軽減ブレーキの設置義務付け方針を決定されている。人間の過失を科学技術でカバーするための措置であると考える。

よって、国において衝突被害軽減ブレーキの普及・開発を積極的に誘導するとともに、全ての自動車への取り付けを早期に義務化されるよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成24年6月18日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣

宛

亀岡市議会議長 木曾 利廣